

ビジネスと人権に関する国連指導原則が 求める苦情処理メカニズムとは — 実例をふまえた工夫や課題を中心に

真和総合法律事務所
パートナー弁護士 高橋大祐

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
持続可能な調達ワーキンググループ
平成29年7月25日

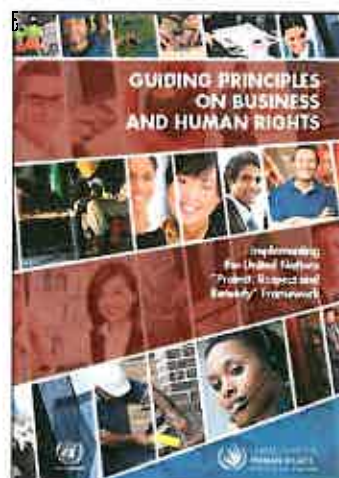
弁護士 高橋 大祐

©Daisuke Takahashi / Attorney at Law

Attorney Takahashi / Attorney at Law

~~ビジネスと人権に関する国連指導原則は、企業・団体に対して、人権侵害の救済へのアクセスを確保するための苦情処理メカニズムの整備を要求している。~~

- 指導原則は、①人権を保護する国家の義務(原則1~10)、②人権を尊重する企業の責任(原則11~24)を規定することに加え、③人権侵害の救済へのアクセスの確保を国家・企業等に要求(指導原則25~31)。
- 指導原則は、国家のみならず、企業・団体に対しても、救済へのアクセス確保のために、苦情処理メカニズム(Grievance Mechanism)を整備することを要求している。
 - 原則29:「企業は、苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするように、負の影響を受けた個人及び地域社会のために、実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを確立し、またはこれに参加すべきである。」
 - 原則30:「産業団体、マルチステークホルダー、及びその他が関わる協働型の取組みで人権に関連する基準の尊重を基礎にするものは、実効的な苦情処理メカニズムを備えているべきである。」



© 2011 United Nations

※指導原則邦訳についてはアジア・太平洋人権情報センターの邦訳

©Daisuke Takahashi / Attorney at Law を参照しつつ報告者において英語の原文をふまえて記載しています。2

指導原則31は、苦情処理メカニズムの実効性を確保するための要件を提示している。

<p>(a) 正当性がある (Legitimate): 利用者であるステークホルダー・グループから信頼され、苦情プロセスの公正な遂行に対して責任を負う。</p>	<p>(b) アクセスが容易 (Accessible): 利用者であるステークホルダー・グループすべてに認知されており、アクセスする際に特別の障壁に直面する人々に対し適切な支援を提供する。</p>	<p>(c) 予測可能である (Predictable): 各段階に目安となる所要期間を示した、明確で周知の手続が設けられ、利用可能なプロセス及び結果のタイプについて明確に説明され、履行を監視する手段がある。</p>
<p>(d) 公平である (Equitable): 被害を受けた当事者が、公平で情報に通じ互いに相手に対する敬意を保持できる条件下、苦情処理プロセスに参加するために必要な情報源、助言及び専門知識への正当なアクセスができるようにする。</p>	<p>(e) 透明性がある (Transparent): 苦情当事者にその進捗情報を継続的に知らせ、またその実効性について信頼を築き、危機にさらされている公共の利益に応えるために、メカニズムのパフォーマンスについて十分な情報を提供する。</p>	<p>(f) 権利に矛盾しない (Rights-compatible): 結果及び救済が、国際的に認められた人権に適合していることを確保する。</p>
<p>(g) 継続的学習の源となる (A source of continuous learning): メカニズムを改善し、今後の苦情や被害を防止するための教訓を明確にするために使える手段を活用する。</p>	<p>(h) エンゲージメント及び対話に基づく (Based on engagement and dialogue): 事業レベルのメカニズムは特に、利用者となるステークホルダー・グループとメカニズムの設計やパフォーマンスについて協議し、苦情に対処し解決する手段として対話に焦点をあてる。</p>	

©Daisuke Takahashi / Attorney at Law

指導原則31解説は、苦情処理メカニズムの実効性確保のための各要件の具体的内容を説明している。

要件	内容
(a) 正当性がある	苦情処理プロセスの当事者がメカニズムの公正な遂行に干渉できないように責任の所在を明らかにすることが、ステークホルダーの信頼を築きあげるための一つの重要な要素。
(b) アクセスが容易	アクセスへの障壁は、メカニズムに対する認知不足、使用言語、識字能力、費用、所在地の問題及び報復に対する恐れを含む。
(c) 予測可能である	メカニズムが信頼され活用されるために、メカニズムが設ける手続についての情報を広く提供すべき。段階毎の所要期間枠は、時には柔軟性が必要なものの可能なかぎり尊重されるべき。
(d) 公平である	人権侵害の被害者は、情報や専門知識・助言へのアクセスの点で非常に不利であり、費用を支払う財源を欠くこともしばしばである。このような企業との間の不均衡を是正する必要。

指導原則3-1解説は、苦情処理メカニズムの実効性確保のための各要件の具体的な内容を説明している。

要件	内容
(e) 透明性がある	苦情処理の進捗に関する当事者との定期的な情報共有は、プロセスの信頼性を維持するために必要不可欠。統計、事例研究、または具体的事案の処理に関する詳細な情報提供を通じ、メカニズムのパフォーマンスに関し広範なステークホルダーに対して透明性を確保することは、その正当性を示し広く信頼を得るために重要。同時に、必要な場合には、当事者対話や個人情報に関する秘密性は保持されるべき。
(f) 権利に矛盾しない	苦情は人権という視点から構成されていないことがしばしばで、当初は人権への懸念を提起しないことも多い。しかし、結果が人権に影響する場合、国際的に認められた人権に合致したものになるように留意すべき。
(g) 継続的学習の源となる	苦情の頻度、パターン及び要因を定期的に分析することは、メカニズムの運営組織が今後の被害を防止するために変更すべき政策、手続または慣行を特定し、働きかけるために有用。
(h) エンゲージメント及び対話に基づく	企業が、訴えの対象でありながら同時に、一方的に苦情処理の結果を決定した場合は正当性を確保できない→事業レベルのメカニズムは、対話を通じて合意による解決に到ることに焦点をあてるべき。裁定が必要とされる場合、正当で、独立した第三者メカニズムにより行われるべき。

©Daisuke Takahashi / Attorney at Law

5

現在、各国の政府・企業・団体が様々な苦情処理メカニズムを設置しつつある。

- 国際NGOであるACCESS Facilityのウェブサイト (<http://accessfacility.org/mechanisms/all>) では、現存する様々な政府・企業・団体の苦情処理メカニズムがデータベース化されており、参考となる
- 日本の苦情処理メカニズムとして5つの制度を列挙
 - 中央労働委員会のあるせん・調停・仲裁手続
 - 公害等調整委員会の調停・仲裁手続
 - JICAの環境社会配慮ガイドラインの異議申立手続
 - 国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインの異議申立手続
 - OECD多国籍ガイドラインの連絡窓口



©ACCESS Facility Database of Grievance Mechanisms

©Daisuke Takahashi / Attorney at Law

6

既存の苦情処理メカニズムに関しては、利用者である市民社会関係者と運営主体である政府・企業・団体の双方において、問題点・課題が指摘されている。

- 市民社会団体側は、メカニズムの実効性に関して様々な問題点を指摘。
 - 言語・場所のギャップ、費用・情報の不足、報復に対する恐れなどの理由で、被害者が苦情処理メカニズムにアクセスすることが困難。
 - 当事者双方の合意がない限り拘束力のある裁定がなされないメカニズムが多く、当事者間の対立が大きい場合、対話のみによる解決が困難。
 - 調停・裁定がなされるメカニズムに関しても、調停人・仲裁人の独立性・中立性に疑義がある。



- メカニズムの運営主体である政府・企業・団体も、多くの課題に直面。
 - 苦情処理手続の実施や苦情申立をふまえた調査のためのリソース・コストに制約がある。
 - 数あるクレームの中から重要な苦情申立てを選別することが困難。
 - 企業の法的責任の有無に関わる問題を非司法的なメカニズムに委ねることに関し反発がある。

©Daisuke Takahashi / Attorney at Law

7

苦情処理メカニズムは、指導原則の要求事項の中でも最も課題が大きく、取組みがより一層必要な分野として、最も注目が集まっている問題である。

- ビジネスと人権に関する国連ワーキンググループも、2017年の国連年次フォーラム(11月27-29日開催予定)において、指導原則の第3の柱である救済へのアクセスに焦点をあてることを明言。
- 研究者・法律家を中心に、ビジネスと人権に関する国際仲裁ルールの策定に向けた動きも始まっている。
 - Claes Cronstedt, Jan Eijbouts and Robert C. Thompson “INTERNATIONAL BUSINESS AND HUMAN RIGHTS ARBITRATION” (2017): 契約に協議⇒調停⇒仲裁という紛争解決に関するエスカレーション条項を導入した上、ビジネスと人権に関する紛争に関しては、特別の国際仲裁ルールに基づき、特別のパネルが仲裁を実施することを提唱。



©OHCHR

©Daisuke Takahashi / Attorney at Law

8

苦情処理メカニズムの実効性を確保するために、当事者間で対立が残る場合に拘束力のある裁定を可能とする仕組みを導入する動きも進んでいる。

- 2016年にオランダ政府のイニシアティブの下でマルチステークホルダー間で締結された、「持続可能な縫製・繊維産業に関する合意」(Agreement on Sustainable Garment and Textile)は、拘束力のある裁定を実施する苦情処理メカニズムを導入したものと、注目されている。
- 独立の専門家、企業側専門家、市民社会又は労働組合側専門家の3名から構成される苦情紛争委員会が、当事者間の調停が不調の場合、拘束力のある裁定判断を実施。
- 企業が上記裁定を遵守していないと認められる場合、合意に参加する当事者又は苦情対象企業は、オランダ仲裁機関(Netherlands Arbitration Institute)に仲裁手続を申し立てた上、法的拘束力のある仲裁判断を受けることも可能←合意に参加した当事者は、事前に仲裁手続に基づく紛争解決を受け入れる条項に署名。



©Sociaal-Economische Raad

ロンドン五輪の持続可能性に配慮した調達コードに関しては、専門的知見を有するコンサルタント企業に委託する形で、苦情処理メカニズムを設置している。

- Ergon Associates Ltdという人権・労働・サプライチェーンの専門的知見を有するコンサルタント企業に委託する形で、苦情処理メカニズムを設計・実施。
- ①第三者の苦情申立→②苦情の分析・評価→③報告徴求・情報収集→④(必要に応じて)独立調査の実施→⑤是正措置・モニタリングという苦情処理手続を整備した上で、実施。
- Stakeholder Oversight Group(ステークホルダー監督グループ)を設置した上、苦情処理メカニズム全体の運用等に関して助言を受けた。
- 第三者の苦情申し立てのみならず、メディア報道や組織委と企業との間の紛争にも対応。
- 大会開催前後における現場での労働問題については、TUC(英国労働組合会議)とACAS(調停・仲裁・斡旋サービス)との間の合意の下、別途の調停手続を設置。



Complaint and dispute resolution process to deal with breaches of the Sustainable Sourcing Code

Abstract

The London Organising Committee of the Olympic Games and Paralympic Games (LOCOG) awarded the commission process to deal with complaints and grievances raised by the supplier of its Sustainable Sourcing Code by external partners, particularly in relation to labour conditions, business and suppliers. LOCOG contracted an external partner to advise the process which was followed by the UK Olympic Delivery Authority (ODA) and its associated partners. The Complaint and Dispute Resolution Mechanism was established to address the underlying dispute between the parties in cases and concerns as far as possible, to deal with a range of factors such as, including any pre-conditions of factory working conditions in various countries and related trade unions that LOCOG and ODA were involved in. The mechanism was established to deal with complaints and grievances raised by the supplier of its Sustainable Sourcing Code by external partners, particularly in relation to labour conditions, business and suppliers. LOCOG contracted an external partner to advise the process which was followed by the UK Olympic Delivery Authority (ODA) and its associated partners. The Complaint and Dispute Resolution Mechanism was established to address the underlying dispute between the parties in cases and concerns as far as possible, to deal with a range of factors such as, including any pre-conditions of factory working conditions in various countries and related trade unions that LOCOG and ODA were involved in.

Author:
David Hill
Director, Ergon Associates Ltd
Ergon Consulting
Complaints & Dispute Resolution
Ergon Associates Ltd
Ergon Associates Ltd

詳細は、
<http://learninglegacy.independent.gov.uk/publications/complaint-and-dispute-resolution-process-to-deal-with-br.php>を参照。

ロンドン五輪の苦情処理メカニズムにおける工夫・教訓は、メガスポーツイベントにおける先例として参考となる点が多い一方、いくつかの課題も存在する。

参考となる工夫・教訓

- Learning Legacyのウェブサイトにおいて、苦情処理メカニズムの設計段階と共に、実施段階での①制度の周知、②既存の手続との重複の回避、③苦情受付・記録、④分析・評価段階、⑤報告徴収・情報収集、⑥調停、⑦独自調査、⑧是正措置の各局面において工夫・教訓が列挙されており、参考となる。



検討すべき課題

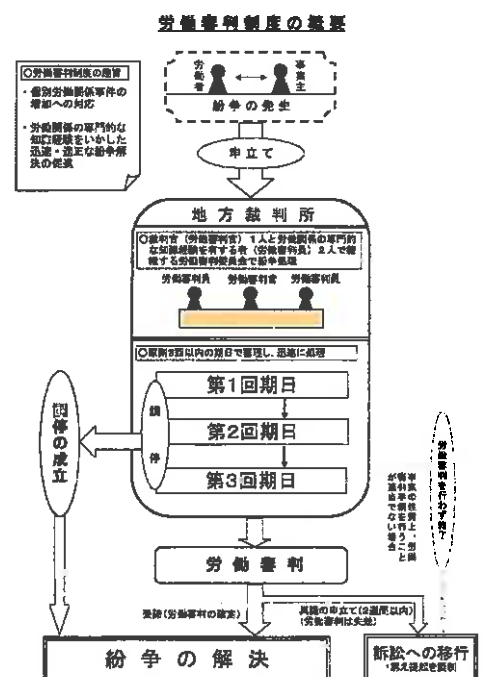
- 苦情処理メカニズムの設計・実施を第三者に包括的に委託する場合、調査能力・専門知識がありかつ市民社会からも信頼される組織を選定することがメカニズムの正当性を確保する上で不可欠であるところ、これは非常に困難。
- そもそも調査機関と調停者が同一である場合、メカニズムの正当性にも疑義が生じる可能性あり。
- 当事者間で合意が成立しなかった場合の裁定の仕組みが存在しない最終的に組織委が調達コードの不遵守の有無や是正措置要求の要否を判断する必要があることからすれば、何らかの裁定の仕組みが存在していた方が有益。
- ロンドン五輪における苦情処理件数は9件のみ。持続可能性に関する関心が高まる中、より多数の苦情の申立てを受けた場合にも、限られたリソースの下で迅速・適切に苦情を処理するための工夫がより一層必要。

©Daisuke Takahashi / Attorney at Law

11

日本の苦情処理メカニズムの成功例としては、労働審判手続が参考となる。

- 労働審判官(裁判官)1人と労働審判員2人で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停による解決に至らない場合には労働審判を行う紛争解決手続。
 - 調停・対話の重視:** 第1回期日までに、労働審判委員会が、争点整理と必要な証拠調べを実施し、評議をして心証を固め、当事者に調停案を提示して積極的に調停を試みる。
 - 審判内容の柔軟性:** 権利関係を踏まえたものである必要があるが、必ずしも申立て事項に限られず、労働審判委員会において事案の実情に即した解決案を柔軟に定めることができる。
 - 手続の迅速性:** 労働審判既済事件の審理期間(平成22~26年)は74.8日



©最高裁判所

- 労働審判のほとんどが訴訟に移行することなく終了。
 - 労働審判既済事件(平成26年)の67.9%が調停成立、18.6%が労働審判。労働審判が下された事件のうち、異議申立てがなかったものが43.9%、あったものが56.1%。

(出典)品田幸男「労働審判制度の概要と課題—制度開始10年目を迎えて」法律のひろば 68巻5号4頁以下

©Daisuke Takahashi / Attorney at Law

12

労働審判制度は国家基盤の司法メカニズムであり、非国家基盤の苦情処理メカニズムに直接適用できるものではないものの、参考となる工夫・教訓も多い。

工夫・教訓	内容
①3名で構成されるパネルによる正当性・公平性の確保。	<ul style="list-style-type: none"> ・中立性・独立性を有する裁判官と労働審判員2名(労使それぞれから1名ずつ)の3名で労働審判委員会を構成することにより、調停・審判の正当性・公平性を確保。
②一定の拘束力を有しつつ柔軟な解決内容を提示可能な審判制度の導入。	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の拘束力のある審判制度が存在するからこそ、その前段階として解決案を提示した上での積極的な調停が可能。 ・当事者による審判への異議申立てを許容することにより、暫定的な裁定としての審判を迅速に行う正当性を確保 ・審判において事案の実情に即した解決案を柔軟に定めることを許容することで、当事者による審判の受諾も促進。
③企業に対し報告・説明義務を課すことによる当事者間の公平性の確保・裁判所の負担軽減。	<ul style="list-style-type: none"> ・労働審判の申し立てられた企業は第1回期日までに詳細な説明・立証が求められる。 ・企業に説明・立証をより厳しく求めることにより、労働者との間の攻撃防御に関する公平性を確保するとともに、裁判所の負担も軽減。 ・企業側も迅速に説明・立証を尽くすことによってこそ法的・レピュテーションリスクを回避可能。

©Daisuke Takaghashi / Attorney at Law

13

指導原則の要請に基づき苦情処理メカニズムの実効性を確保するためには、様々な実務上の工夫が考えられる。

工夫	内容
①メカニズムの正当性の確保のための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・調査能力・事務処理能力のある事務局と企業・市民社会双方から信頼される中立的な調停者(又は調停委員会)の双方を確保することが有益。 ・国際社会からの関心・期待が高い問題に関しては、調停に外国人専門家にも関与してもらい多様性を確保することも有益。
②メカニズムへのアクセス可能性の確保のための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情申立のフォームや苦情処理メカニズムの利用にあたってのFAQを作成し、周知することが有益←ロンドン五輪における工夫も参照。 ・特にリスクが高い国・地域に関しては、現地言語での資料も作成することが有益。
③メカニズムの手続き可能性を確保するための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・調停を尽くしても当事者の合意が得られない場合の裁定制度を設けることが迅速かつ実効的な苦情処理の観点からは有益。 ・裁定内容に関して、基準の不遵守の有無の判断よりむしろ、事案の実情に即した解決案を柔軟に定めることを許容することが有益。
④透明性確保のための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・国際社会・市民社会からの関心の高い問題に関しては、特に手続の進捗状況について公表することが有益。 ・ただし、当事者のプライバシーや営業秘密などにも配慮することも重要。

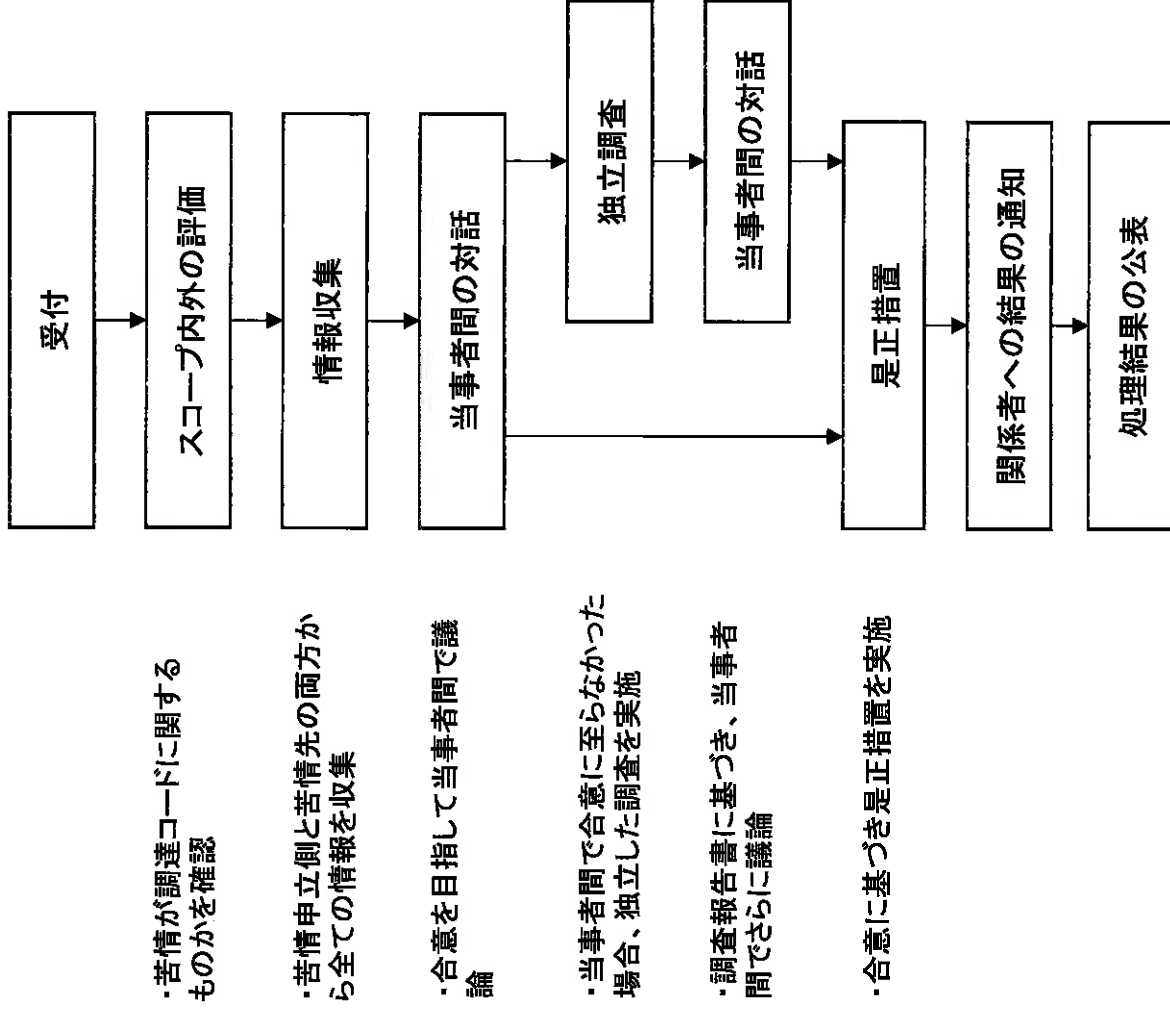
©Daisuke Takahashi / Attorney at Law

14

一方、短期間に集中的に苦情を処理する観点からは、運営主体の負担を合理的に軽減するための様々な工夫を検討することも必要である。

工夫	内容
<p>①苦情申立ての前段階として企業に対する直接の苦情申立てを要請し、また手続の全ての局面において調停・対話を働きかける⇒協議で合意可能な案件を除外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーなどの企業自身も、指導原則に基づき苦情処理対応が要求されている。 ・協議⇒調停⇒仲裁というエスカレーションの流れにも整合 ・ただし、企業に対する直接の苦情申立てができない合理的な事情がある場合、苦情を受け付けることが望ましい。
<p>②苦情の対象事項を明確にして、周知する⇒苦情処理の対象とならない案件を除外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情申立のフォームやFAQにおいて何が苦情の対象となり、何が対象とならないのか、周知することが有益。 ・ただし、被害者が苦情申立てにあたっての知識・能力が欠ける場合もあるので、そのサポートが必要な場合もあり。
<p>③苦情対象企業に対し、一次的に詳細な説明・報告を求める⇒運営主体の独自調査の負担を軽減。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライヤーなどの企業自身も、指導原則に基づき、人権DDやサプライチェーン透明性確保が求められている。 ・ただし、必要に応じて、独自調査の実施を検討することが望ましい。
<p>④手続の流れやスケジュールを明確にする⇒手続の遅延・長期化を回避</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処理手続や期間を事前に明確化することで、迅速かつ集中的な処理が可能。 ・ただし、個別の事案の進行状況に応じたスケジュールの修正を例外的に許容することも重要。

ロンドン大会の調達コードに関する苦情解決メカニズムについて



<ポイント>

- ・国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえて構築。
- ・対話を通じた当事者間の合意をできる限り追求することが原則。
- ・業務の大部分を外部委託する運営構造。ただし、最終決定権はLOCOGが有する。
- ・メディアの報道による指摘(信ぴょう性がある場合)も処理対象とした。

ロンドン大会における調達コードに関する苦情の概要

- 実際に申し立てられた苦情は計11件あり、そのうち9件が苦情解決メカニズムの処理対象となった。
- 1件の苦情でも内容は複数の事項や場所に関するものである場合が多い。
- 苦情の内容は全て労働に関するものであり、労働時間、賃金、結社の自由に関するものが多い。

区分	件数
苦情件数	11件 (8機関、個人従業員3名)
処理された苦情件数	9*件
苦情が発生した国の数	3件 (中国、フィリピン、インドネシア)
苦情に含まれる違反の数	42件

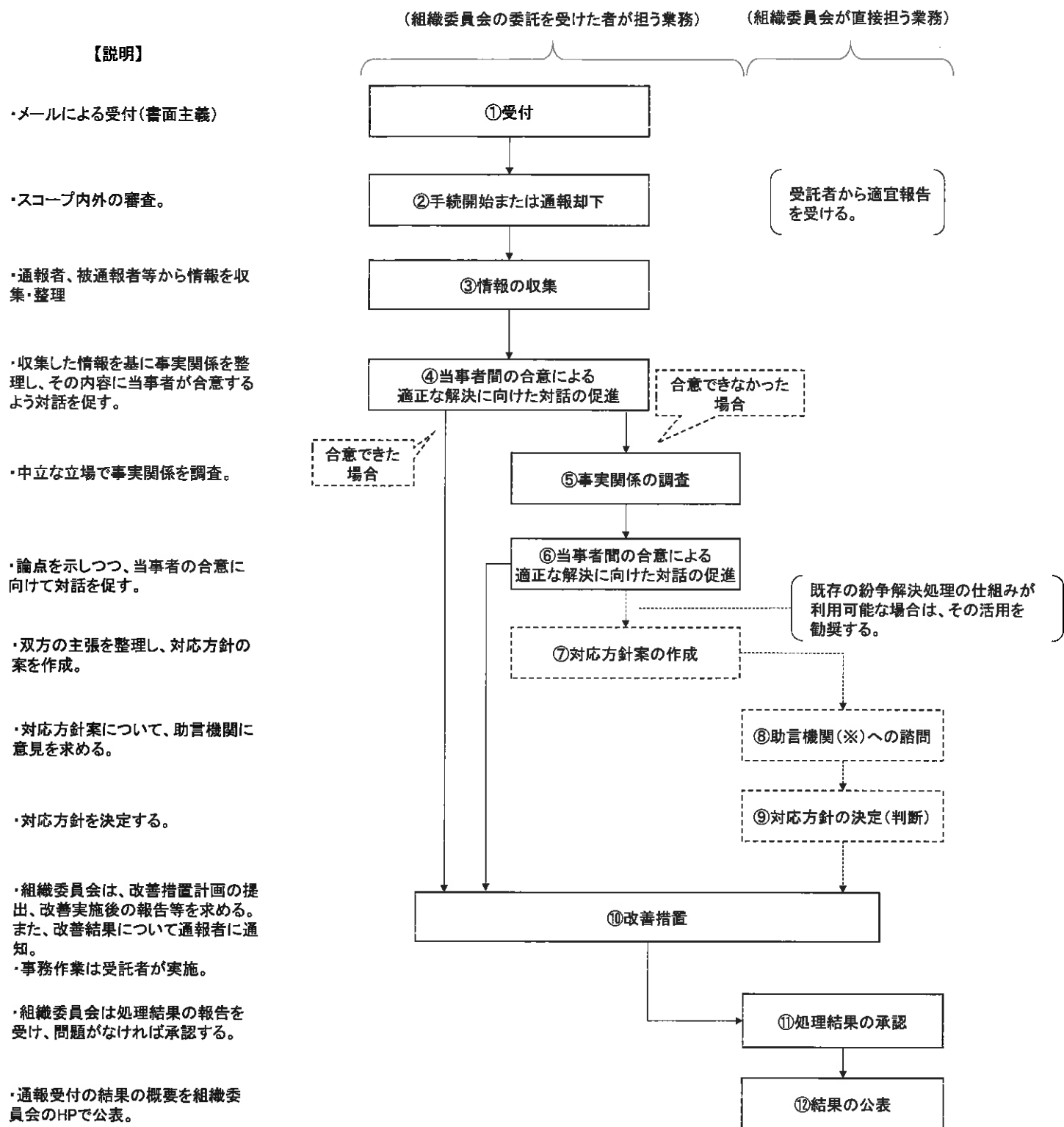
*組織委員会が調達する製品についての苦情ではなかったため、2件の苦情がスコープ外となった。

ロンドン大会における苦情の主な内容

No.	企業	製品	労働者数	製造国	苦情元	内容	処理結果
1	H社	ピンバッジ	440	中国	NGO	ピンバッジを製造している工場での児童労働の指摘あり	是正措置に合意
2	G社	玩具	300	中国	NGO	マスコットを製造している工場の労働時間の長さ、賃金、作業場の環境に関して指摘あり	工場閉鎖
3	G社	玩具	192	中国	報道	No.2と同様	是正措置に合意
4	A社	アパレル	2,500	中国	NGO及び労働組合	A社の関連工場の労働時間の長さ、賃金、作業場の環境に関して指摘あり	是正措置に合意
5	R社	鉄鋼	-	カナダ	労働組合	-	(スコープ外)
6	A社	アパレル	4,408	フィリピン	NGO及び労働組合	No.4と同様	是正措置に合意
7	I社	記念品	160	中国	労働者	詳細不明	是正措置に合意
8	C社	印刷物	1,663	中国	労働者	詳細不明	労働者退職
9	A社	靴	4,000	インドネシア	労働組合	詳細不明	工場閉鎖
10	A社	アパレル	-	インドネシア	労働組合	-	(スコープ外)
11	T社	印刷物	2,045	中国	労働者	詳細不明	申立てに異議あり

通報受付の受付フロー(案)

- 組織委員会は通報受付窓口を設置。運営の大部分は外部機関に委託。
- 違反者にペナルティを課すことが目的ではなく、当事者間の建設的な対話を促し、双方の合意の下で改善が図られることを目指す。



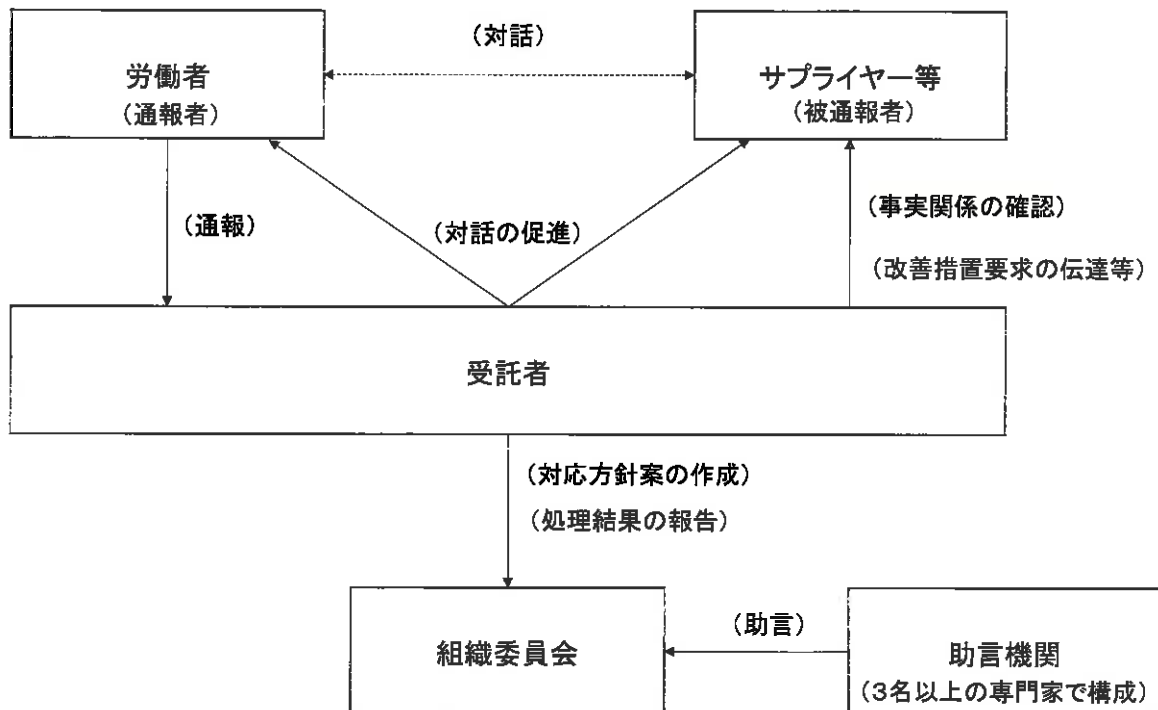
※<助言機関>

- ・3名以上の有識者委員で構成。
- ・委員は、環境・社会配慮、国内外の法律または海外の労働事情に関する知見を有する者を組織委員会が任命。
- ・委員の人選について、マルチステークホルダーの意見も聴取する。(調達WGに諮ることを想定)
- ・委員の互選により議長を選任。

想定される通報の例

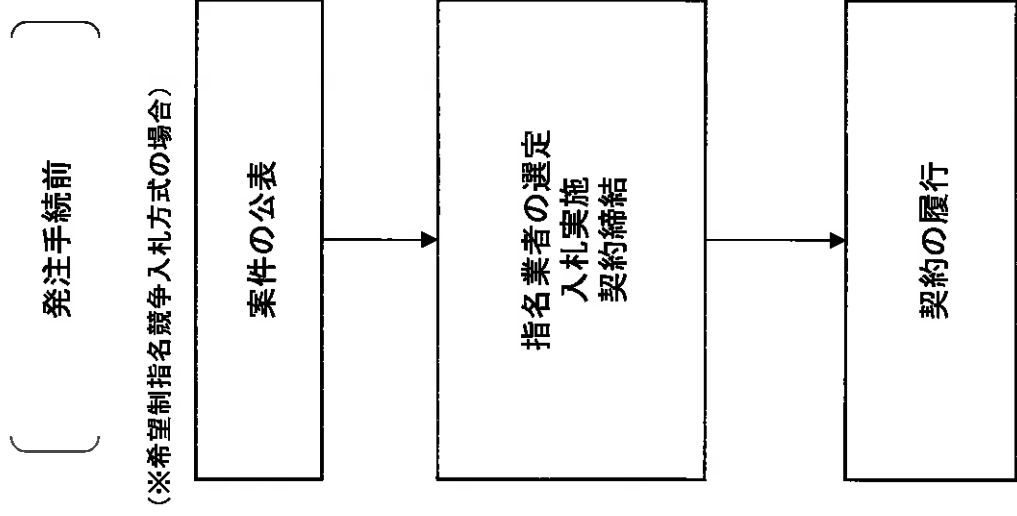
	通報者及び通報内容(例)	主な当事者
①	労働者(労働組合)が、自身(組合員)の置かれている劣悪な労働環境について通報する。	労働者(労働組合) 当該労働者を雇用する事業者
②	環境NGOが、廃棄物の不適正処理について通報する。	組織委員会 指摘された事業者
③	メディアが、強制労働の存在について報道する。	組織委員会 指摘された事業者 (労働者)

通報受付の関係者の相関図(上記①の場合)



調達コードの実効性を確保するための仕組みについて(案)

調達コードの実効性を確保するため、調達手続きの各段階で、事業者の絞り込みの程度や案件の重要度等に応じた措置を講じる。



- 事業者への調達コードの周知・啓発
 - ・調達コードの解説や関係様式の作成・周知(HP掲載)

- 調達コード適用の確認
 - ・ビジネスチャンス・ナビ上に調達コード適用案件であることを表示
 - ・仕様書に調達コードの遵守が必要であることを記載

- 持続可能性基準に基づく審査等
 - ・入札参加希望事業者から取組状況の開示・説明様式の提出を受ける。
 - 指名業者選定において考慮
 - ・入札の結果、落札候補者となった事業者について、持続可能性の観点から精査(必要に応じてヒアリング等も実施)。
 - ・契約の締結に際して、誓約書の提出を受ける。

- モニタリング
 - ・リスクの高い案件・項目を中心に、遵守状況の確認、監査、改善措置要求等を実施

- 通報受付窓口
 - ・通報に基づき、関係者の対話促進、第三者調査、改善措置要求等を実施

持続可能性の確保に向けた取組状況について

分野・項目	取組状況
(1)全般	
①法令遵守	<p>法令遵守(コンプライアンス)の確保について、 <input type="checkbox"/>方針や行動規範等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p> <p>(取組の具体的な内容や、取り組む予定がない場合の理由などを記載)</p>
②報復行為の禁止	<p>通報者の保護について、 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
(2)環境	
①省エネルギー	<p>省エネルギーの推進について、 <input type="checkbox"/>方針・計画等を策定している。 <input type="checkbox"/>具体的な取組を実施している。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
②低炭素・脱炭素エネルギーの利用	<p>低炭素・脱炭素エネルギーの利用について、 <input type="checkbox"/>方針・計画等を策定している。 <input type="checkbox"/>具体的な取組を実施している。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
③その他の方法による温室効果ガスの削減	<p>温室効果ガスの削減について、 <input type="checkbox"/>方針・計画等を策定している。 <input type="checkbox"/>具体的な取組を実施している。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
④3Rの推進	<p>3Rの推進について、 <input type="checkbox"/>方針・計画等を策定している。 <input type="checkbox"/>具体的な取組を実施している。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
⑤容器包装等の低減	<p>容器包装等の低減について、 <input type="checkbox"/>方針・計画等を策定している。 <input type="checkbox"/>具体的な取組を実施している。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
⑥汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理	<p>汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理の適正な実施について、 <input type="checkbox"/>方針・計画等を策定している。 <input type="checkbox"/>具体的な取組を実施している。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>

⑦資源保全に配慮した原材料の採取	<p>資源保全に配慮した原材料の使用について、 <input type="checkbox"/>方針・計画等を策定している。 <input type="checkbox"/>具体的な取組を実施している。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
⑧生物多様性の保全	<p>生物多様性への配慮について、 <input type="checkbox"/>方針・計画等を策定している。 <input type="checkbox"/>具体的な取組を実施している。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
(3)人権	
①国際的人権基準の遵守・尊重	<p>人権全般の尊重について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
②差別・ハラスメントの禁止	<p>差別・ハラスメントの防止について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
③地域住民等の権利侵害の禁止	<p>地域住民等の権利侵害の防止について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
④女性の権利尊重	<p>女性の権利尊重について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
⑤障がい者の権利尊重	<p>障がい者の権利尊重について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
⑥子どもの権利尊重	<p>子どもの権利尊重について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
⑦社会的少数者の権利尊重	<p>社会的少数者の権利尊重について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>

(4)労働	
①国際的労働基準の遵守・尊重	労働関係全般について、 <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (特記事項)
②結社の自由、団体交渉権	結社の自由や団体交渉権について、 <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (特記事項)
③強制労働の禁止	強制労働の防止について、 <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (特記事項)
④児童労働の禁止	児童労働の防止について、 <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (特記事項)
⑤雇用及び職業における差別の禁止	雇用及び職業における差別の防止について、 <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (特記事項)
⑥賃金	賃金の適正な支払いについて、 <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (特記事項)
⑦長時間労働の禁止	長時間労働の防止について、 <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (特記事項)
⑧職場の安全・衛生	安全で健全な労働環境の整備について、 <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (特記事項)
⑨外国人・移住労働者	外国人・移住労働者の適正な労務管理について、 <input type="checkbox"/> 方針等を策定している。 <input type="checkbox"/> 規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/> 取り組む予定はない。 (特記事項)

(5)経済	
①腐敗の防止	<p>腐敗行為の防止について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
②公正な取引慣行	<p>公正な取引慣行について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
③紛争や犯罪への関与のない原材料の使用	<p>紛争や犯罪に関与する原材料の使用防止について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
④知的財産権の保護	<p>第三者の知的財産権の保護について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
⑤責任あるマーケティング	<p>責任あるマーケティングについて、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
⑥情報の適切な管理	<p>情報の適切な管理のために、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>規則・制度や体制を整えて取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>周知・啓発に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
⑦地域経済の活性化	<p>地域経済の活性化について、 <input type="checkbox"/>方針等を策定している。 <input type="checkbox"/>具体的な取組を実施している。 <input type="checkbox"/>その他の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
サプライチェーンへの働きかけ等	<p><input type="checkbox"/>重要な分野やサプライチェーンの把握に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/>サプライチェーンへ自社のCSR調達方針等を展開している。 <input type="checkbox"/>サプライチェーンの持続可能性やCSRに関する取組状況を調査している。 <input type="checkbox"/>上記以外の取組を行っている。 <input type="checkbox"/>今後、取組を始める予定。 <input type="checkbox"/>取り組む予定はない。</p> <p>(特記事項)</p>
その他	

納入予定物品の製造施設について	
製品名	<ul style="list-style-type: none"> ・提出時点で確定していない場合は、想定される製造場所を記載 ・複数ある場合はそれぞれについて記載
製造場所名称	
製造場所所在地	
その他	(例) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 ・ISO認証の取得状況 ・業界自主基準への適合監査の実施状況 ・表彰実績など

企業名 _____

住所 _____

電話 _____

HPアドレス _____

ビジネスチャンス・ナビ登録ID _____

担当者 _____

(案)

誓 約 書

平成 年 月 日

(契約者) 殿

下記契約の締結にあたり、当社の持続可能性の確保に向けた取組状況について別添のとおりであることを表明するとともに、貴会が策定する「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守に向けて取り組むことを誓約します。

1. 契約件名 :

2. 契約金額 :

住 所

会社名

代表者名

印

「持続可能性に配慮した調達コード」の普及等の状況について

資料7

○ 各種会議等における説明の実施(例)

時期	会議等名称	主催者・依頼者	備考
2017年1月25日	第1回 九州チャレンジ・ワークシヨップ ～2020年東京大会関連の調達について～	九州・沖縄地方産業競争力協議会	
2017年3月14日	スポーツイベントで“チャヤンスを掴め”説明会 ～2020年東京大会関係の調達について～	東京商工会議所	
2017年4月24日	持続可能性に配慮した調達コード 事業者向け説明会	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局	動画あり https://www.youtube.com/watch?v=MLj7hV-z-mM
2017年5月11日	持続可能性に配慮した調達コード(食材調達基準を含む) 生産者団体向け説明会	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 農林水産省大臣官房政策課 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局	
2017年6月7日	2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合 第5回総会	2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合	
2017年6月20日	第2回 九州チャレンジ・ワークシヨップ ～2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の調達について～	九州・沖縄地方産業競争力協議会	

(2017年7月20日時点)

○ 各種媒体を通じた発信

時期	媒体・内容等	備考
2017年7月	栄養士会雑誌7月号に食材の調達基準について寄稿 タイトル: 食材調達にサステナビリティの視点を ～東京2020大会をステップに～	
2017年7月	7月20日付の日本農業新聞に持続可能性部長のインタビュー掲載	